

主催・共催・協賛・後援等の取扱規則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定、平成24年10月20日改定、平成28年6月16日改定、平成30年1月21日改定、令和7年2月9日改定)

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「合同開催」、「協賛」または「後援」の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2)「共催」、「合同開催」は、本法人を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。企画当初から、共催・合同開催主催責任者は、内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。共催合同開催団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。開催の主体が本法人を含む複数であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛または後援に比べ、その催しへの本法人の関与の度合いが強い。費用按分があるものを「合同開催」と定義し、事業責任者同士がMOU（Memorandum of understanding＝基本合意書）を取り交わすことを必須とし、費用按分が無いものを「共催」と定義する。
- (3)「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。後援に比べて、その催しへの本法人の関与の度合いが強い。
- (4)「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(基準)

第3条 本法人が催しを主催、共催もしくは合同開催する場合には、定款第3条（目的）および第5条（事業の種類）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援名義等の使用について承認の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1)承認することができる場合

- a)医療・福祉の発展に寄与するものと認められること
- b)公益性があると認められること
- c)対象となる団体は、原則として公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
- d)本法人会員にとって有益であると認められること
- e)本法人の事業の目的および内容に照らし、特に必要と認められること

(2)承認できない場合

- a)営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること
- b)その運営方法が、公正でないと認められること
- c)その対象が極めて限定されたものと認められること
- d)その他、本法人の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

(手続き)

第4条 本法人が催しを主催、共催または協賛する場合には、広報委員会で第3条の基準に則っていることを判断した上で、合同開催をする場合は渉外委員会で定めた別途フローの手順により理事会（メーリングリストを含む）で決定するものとする。

2. 第三者主催の催し等に関して後援の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した所定の依頼文書の提出を本法人あてに受け、広報委員長が第3条の基準に則り承認の可否を判断し、理事長が確認の上、理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知するものとする。事務局は、理事会開催時に前回報告以降に承認された催し等を報告するものとする。

3. 第三者主催の催し等に関して後援名義等の使用を承認した場合には、その催し等の終了後に、その主催者から収支報告を含むその催し等の結果の報告を本法人あてに受けるものとする。

4. 本法人支部学術大会の共催、協賛または後援については、地区委員会が本規則の基準に則っていることを判断した上で、理事会決議を省略することができる。

(規則の変更)

第 5 条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。